

関税法施行令第15条第1項第4号の規定により、 貨物の積卸について税関職員に呈示しなければな らない書類を指定する掲示

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第15条第1項第4号の規定により、貨物の積卸について税関職員に呈示しなければならない書類を次のように指定し、昭和38年1月1日から適用する。これに伴い、同条第2項の規定によりこれを公告する。

なお、「関税法施行令第15条第1項第4号の規定による貨物の積卸について税関職員に呈示しなければならない書類の指定及び同条第2項の規定によるその旨の公告について（昭和29年掲示第73号）」は廃止する。

（輸出及び積戻し貨物の船積）

1. 外国貿易船に輸出又は積戻しの許可を受けた貨物を積み込む場合においては、輸出又は積戻しの許可書。ただし、当該積戻しの許可書をもって保税運送の承認を兼用する場合にあっては、上記許可書及び搬出届又は送り状

（運送外国貨物の船積）

2. 外国貿易船、沿海通航船又ははしけに積んで運送するため当該船舶又ははしけに外国貨物を積み込む場合においては、運送の承認書（輸出又は積戻しの許可書、蔵入又は移入の承認書若しくは船用品、託送品又は携帯品の仮陸揚届をもって兼用される場合を含む。以下次号において同じ。）及び同写し（輸出又は積戻しの許可書、蔵入又は移入の承認書若しくは船用品、託送品又は携帯品の仮陸揚届をもって兼用される場合を除く。以下次号において同じ。）

（運送外国貨物の船卸）

3. 外国貿易船、沿海通航船又ははしけに積んで運送された外国貨物を当該船舶又ははしけから船卸する場合においては、運送の承認書及び同写し

（運送内国貨物の船積）

4. 運送のため外国貿易船に内国貨物を積み込む場合においては、運送の承認書及び同写し

（運送内国貨物の船卸）

5. 外国貿易船に積んで運送された内国貨物を船卸しする場合においては、運送の承認書及び同写し

（仮陸揚貨物等の船積）

6. 仮に陸揚げされた外国貨物又は陸揚げすることなく外国貿易船から他の外国貿易船に船移しようとする外国貨物を外国貿易船に積み込む場合においては、外国貨物の仮陸揚届又は船移届。

(本船扱貨物の船卸)

7. 外国貿易船から本船扱貨物を船卸しする場合においては、輸入許可書

(他所蔵置貨物の船卸)

8. 保税地域以外の場所に置かれる外国貨物を船舶から船卸しする場合においては、他所蔵置の許可書

(開庁時間外における貨物の積卸)

9. 税関官署の開庁時間外において、外国貿易船に貨物の積卸しをし、又は沿海通航船に外国貨物の積卸しをする場合においては、開庁時間外貨物積卸しの届出書

(一時持出見本の船卸)

10. 外国貿易船から外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合においては、見本一時持出の許可書

(輸出貨物代替品の積卸)

11. 輸出貨物の代替を予測して外国貿易船に同種の貨物を積卸しする場合においては、代替品船積の願書

(託送品の船積)

12. 本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）に託送品を積み込む場合においては、託送品輸出の許可書

(託送品の船卸)

13. 外国往来船から託送品を船卸しする場合においては、託送品目録

(内貨船用品の船積)

14. 外国往来船に内貨の船用品を積み込む場合においては、内国貨物船用品積込みの承認書

(外貨船用品の船積)

15. 外国往来船に關税法（昭和29年法律第61号）第23条第1項（船用品又は機用品の積込み等）の規定により、外国貨物のまま船用品を積み込む場合においては、外国貨物船用品積込みの承認書

(仮陸揚船用品等の積卸)

16. 船用品、託送品又は旅客等の携帶品を外国往来船から仮に陸揚げする場合若しくは当該物品を再び外国往来船に積み込む場合においては、外国貨物仮陸揚届。ただし、それらの物品が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(船移船用品等の積卸)

17. 外国往来船に積んでいる船用品、託送品又は旅客等の携帶品を陸揚げすることなく当該外国往来船以外の外国往来船に船移しする場合においては、外国貨物の船移届。ただし、それらの物

品が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(不用船用品の船卸)

18. 外国往来船から不用船用品を船卸しする場合においては、船長又はこれに代わる者が船卸しの旨を証明した不用船用品引取許可申請書。ただし、当該不用船用品が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(修繕品の積卸)

19. 修繕のため外国往来船から修繕品を一時陸揚げする場合又は当該修繕品を再び外国往来船に積み込む場合においては、外国貨物の仮陸揚届及び他所蔵置の許可申請書。ただし、その修繕品が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(洗濯物の積卸)

20. 洗濯のため外国往来船から洗濯物を一時陸揚げする場合又は当該洗濯物を再び外国往来船に積み込む場合においては、外国貨物の仮陸揚届及び他所蔵置の許可申請書。ただし、その洗濯物が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(廃品の船卸)

21. 外国往来船から同船舶内において購入した廃品を船卸しする場合においては、船長又はこれに代わる者の譲渡証明書。ただし、その廃品が内国貨物である場合においては、船長又はこれに代わる者の船卸しの証明書

(試運転用燃料油等の積込み)

22. 建造船舶（船舶建造と同程度の大修理又は大改造が行われる船舶を含み、外国に往来する船舶及び輸出する船舶に限る。）に試運転用燃料油等を輸入の許可前に税関長の承認を受けて積み込む場合においては、輸入許可前引取の承認書

(一般外国貨物の船卸)

23. 外国貿易船から前各号に定める外国貨物以外の外国貨物の船卸しをした場合においては、船社側検数員の発給するポートノート及び荷主側検数員の発給する揚荷報告書。